

ASBJ「金融商品に関する会計基準(案)」等に対する意見

生命保険協会

2026年1月21日

1. 今回、「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下、本公開草案）について、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）に意見を述べる機会を頂戴したことに感謝する。
2. 生命保険協会は、わが国における生命保険業の健全な発達および信頼性の維持を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的として結成された団体で、現在日本国内で営業を行っている全生命保険会社 41 社が加盟している。
3. 上記の立場から、本公開草案の質問 2 及び質問 6-1 について、次のとおり回答する。

質問 2（範囲に関する質問）

本公開草案における予想信用損失を算定する範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4. 満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債を予想信用損失(以下 ECL)の算定範囲に含めることは一定の合理性があり、本プロジェクトの対応としては賛同する。
5. ただし、本公開草案では満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債以外の金融商品については ECL を算定する範囲の対象外となっている。本公開草案で ECL 算定の対象外となっている金融商品の中には、将来の分類及び測定の見直しの議論の結果、ECL 算定の対象となるものもあると考えられる。このような取扱いの違いにより、本公開草案の下では、同一銘柄であっても、ECL 算定の対象である金融商品と、分類及び測定の議論の結果将来的に ECL 算定の対象になる可能性のある金融商品が混在することとなり、企業が実務対応の準備を進める上で不確実性が生じているほか、投資判断の制約となるおそれもある。特に信用リスクの低い債券の場合は、適用する減損基準の変更による影響は大きい。そのため、分類及び測定の見直しにかかる検討のうち、ECL の対象範囲に影響を及ぼす部分については、本草案の公表後、優先的にその方向性について議論を行うことを要望する。
6. なお、責任準備金対応債券については、業種別の取扱いとなることから本草案の対象外であると認識している。ただし、当該債券が ECL 算定において満期保有目的の債券と異なる取扱いとなる場合には、上記と同様の課題が生じる。また、その他有価証券については、適用指針(案) BC31 項において、ECL 適用対象外となる理由が示されているが、実態として責任準備金対応債券は満期保有目的の債券と同様、IFRS 第 9 号では ECL モデルの対象と考えられることから、当該理由をもって責任準備金対応債券を ECL モデルの対象外とすることには当てはまらないものと考ええる。ECL モデル導入による国際的な比較可能性の向上及び信用リスク関連情報の高品質化を実現するという観点からも、責任準備金対応債券が満期保有目的の債券と同様の取扱いとなることを期待する。

質問 6-1（適用時期に関する質問）

本公開草案における適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

7. 強制適用の時期については、システム開発やドライランを考慮すると、本公開草案で示されている 3 年程度の期間が必要であり、提案に賛同する。
8. 一方で、早期適用については、適用可能な時期を極力前倒しするよう検討いただきたい。

9. IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月以降に開始する事業年度から適用されており、国際的な実務との乖離が長期間に及んでいる。そのため、企業には可能な限り早期に適用を行いたいというニーズが存在しており、本基準改正により、国際的な会計基準との整合性及び財務諸表の比較可能性を向上させることが期待されている。また、ガバナンス強化の観点からも、ECL モデルによる信用リスク関連情報の高品質化を早期に実現することは投資家にとって有用である。更に、早期適用を選択する企業が増えることで、先行事例が蓄積され、全体の基準移行リスクも低減すると考えられる。日本企業の海外展開や資本市場での競争力維持のために、導入可能な企業における早期適用の前倒しを認めていただきたい。
10. 具体的には、早期適用の時期を公表日の属する事業年度の期末からとしていただきたい。2019 年 7 月 4 日公表の、企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」においては、2020 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から、もしくは、2020 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の期末から適用することができることされており、本件も同様の取り扱いが可能ではないかと考える。
11. なお、この場合も、本公開草案に記載のとおり、ECL の算定については見積りの要素が強いため、事後的判断を使用しないことが困難であり、遡及適用しないことが妥当であると考え。

以上